

天敵農薬に係る評価体制の構築について（案）

1. 天敵農薬とは

害虫や雑草の防除のために生きたまま放飼し、生物農薬として利用する天敵生物¹。農薬取締法第2条第2項において、「前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。」とされており、化学合成農薬と同様、同法に基づき、「安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保」（第1条）を図る必要がある。

2. 天敵農薬に係る経緯

平成11（1999）年3月、環境庁（当時）は、天敵農薬の活用が進むと見込まれる一方、放飼した天敵生物が一旦定着した場合には生態学的影響を生じることがありうることを踏まえ、有識者による議論を経て「天敵農薬環境影響調査検討会報告書 ー天敵農薬に係る環境影響評価ガイドラインー」を公表した。

それ以降、農薬登録の審査業務の一部を担う（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が、当該ガイドラインに基づいて、登録申請のあった天敵農薬について、放飼地域における定着性の有無や在来の生物への影響（寄生・捕食、競争、交雑）の可能性の観点から、天敵農薬に係る環境影響の有無等を実質的に審査してきた。

しかしながら、農薬取締法が、化学合成農薬の環境への影響を想定した枠組みとなっており、農薬の動植物に対する影響評価の対象が水産動植物に限定されていたことから、環境省においては、天敵農薬について、水産動植物への影響がないことを確認する一方で、在来の生物に対する外来種としての影響については評価してこなかった。

そのような中、平成30（2018）年の農薬取締法の改正により、影響評価の対象が陸域を含む生活環境動植物に拡大されたことなどを踏まえ、環境省は農林水産省と連携し、天敵農薬に係る評価のあり方について検討を進めてきたところ。

3. 対応方針（案）

農薬取締法の枠組みにおいて、天敵農薬の在来の生活環境動植物に対する影響を評価する旨を明確にするとともに、農薬取締法に基づく農薬登録の可否を判断するための天敵農薬の評価体制を新たに構築し、有識者の意見を踏まえて評価方法を確立する。

¹ 既登録の天敵農薬としては、アブラムシ類を捕食するナミテントウ、アザミウマ類やハダニ類等を捕食するタイリクヒメハナカメムシ等がある。